（公印省略）

食生第　３０７　号
令和３年４月２１日

（公財）大分県生活衛生指導センター　御中
（一社）大分県食品衛生協会　　御中

大分県生活環境部　食品・生活衛生課長

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（一時支援金）について

平素から公衆衛生行政の推進についてご協力いただきありがとうございます。
さて、標記のことについて県商業サービス振興課から下記のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。
なお、制度が複雑なことからまずは登録確認機関に相談することをお勧めします。

記

●一時支援金の概要
・2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が 50%以上減少した中小法人・個人事業者等に一時支援金を給付するものです。
・給付対象：飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受け、2021 年 1 月、2 月又は 3 月の売上が 50%以上減少した事業者
・給付額：中小法人等は上限 60 万円、個人事業者等は上限 30 万円
　　対象期間の 1 月～3 月のうちの任意に選択した１か月
・申請受付期間：2021 年 3 月 8 日（月）～5 月 31 日（月）
・その他の詳細については、以下のＵＲＬから詳細ＰＤＦをご確認ください。
https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf

●申請方法
（１）申請前に、登録確認機関で事前確認を受ける必要があります。
登録確認機関…商工会（商工連）・商工会議所・中央会、金融機関、税理士等の各士業
登録確認機関は、一時金事務局 HP で確認できます。一時支援金事務局ＨＰ：https://ichijishienkin.go.jp/
まずは、事業者が確定申告や税務相談する商工団体や金融機関、税理士等にご相談ください。

（２）申請は、原則オンラインで受付中です。(5 月 31 日まで)
・オンラインでの申請が困難な方は、事務局が設置する申請サポート会場をご案内ください。
　なお、大分県では、大分市中央町 2-8-10 のヴィアレテッツォ４階（大分市竹町商店街内）に申請サポート会場が 3/1 から設置されています。

●その他申請書類（宣誓内容）
・売上５０％以上減少した場合であっても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けてなければ対象外です。
　例えば、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。
・生活衛生業関係では、対象事業者は以下のとおり区分されています。
　■旅行関連事業者…飲食事業者（昼間営業等の飲食店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、文化・娯楽サービス事業者（公衆浴場等）
　　経済産業省が示した「V-RESAS 等を用いた参考分析方法」によると、県内全域が外出自粛の影響を受けている地域と認められます。
　■その他事業者…対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店）
　　宣言地域の個人顧客との継続した取引を示す、顧客データ・顧客台帳又は自ら実施した顧客調査の結果等で外出自粛の影響を受けていることを示す必要があります。
　制度が複雑なので、まずは登録確認機関に相談することを改めてお勧めいたします。